

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療機関による医療意見書のオンライン登録の推進を図るため、小児慢性指定医（児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医をいう。以下同じ。）が勤務する医療機関が行うシステム環境整備事業（医療意見書のオンライン登録のためのものに限る。以下同じ。）の費用に対し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、京都市内に所在し、小児慢性指定医が勤務する次の医療機関とする。

- (1) 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所
- (2) 医療法第8条の規定に基づき届出をした診療所

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、医療機関が行うシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1医療機関当たり対象経費の実支出額の2分の1以下とし、50,000円を限度に、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 1医療機関につき1回限りの交付とし、複数回の交付はできないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 システム環境整備を計画し、補助金の交付を受けようとする医療機関の代表者は、あらかじめ「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）」により、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額の根拠資料（見積書及び見積明細書の写し、パンフレット等）
- (2) 補助金所要額調書（第1号-2様式）
- (3) その他市長が特に必要と認め指示する書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）」により、申請書を提出した医療機関の代表者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により、補助金の交付を行わないことと決定したときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）」にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請が到達してから30日以内に前条の決定を行うものとする。ただし、申請額の総額が予算を超えた場合、申請に不備がある場合、その他特別の事情がある場合はその限りでない。

（申請の変更等）

第8条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、事業計画等の申請内容を変更しようとするときは「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更申請書（第4号様式）」に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、値引き等で価格が減少したことにより、対象経費が減少する場合はこの限りではない。

2 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更承認通知書（第5号様式）」により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）」に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第3項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認通知書（第7号様式）」により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業を完了したときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）」に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、「環境整備を完了した日から起算して30日を経過した日」、又は「市長が別に定める日」のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に係る領収書及び納品書の写し
- (2) 補助金精算額調書（第8号-2様式）
- (3) 購入物の写真
- (4) その他市長が特に必要と認め指示する書類

（補助金交付額の決定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、申請者又はその事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとることを命じることができる。

2 第9条の規定による実績報告書は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の交付及び請求)

第12条 補助金は、第10条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書(第10号様式)」を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、前条の規定による決定の取消を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 申請者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)」により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の整備)

第16条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金交付額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第17条 申請者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（パソコンについてはその取得した日から4年）を経過した場合は、この限りではない。

（善管注意）

第18条 申請者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

医療機関名
医療機関コード(7桁)
医療機関所在地

電話番号
代表者氏名
事務担当者名

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金について、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 事業計画(医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備の内容)	
ア 院内システムの改修費 イ ブラウザでの直接入力(インターネット接続)用のパソコンの購入費等 ウ その他() ※ いずれかに○印を付けてください。	
2 補助金対象経費	円
3 補助金交付申請額	円 ※ 補助金交付申請額は、1医療機関当たり、対象経費の実支出額の2分の1以下(50,000円を上限)

<添付資料>

- (1) 申請額の根拠資料(見積書及び見積明細書の写し)
- (2) 購入物のパンフレット等
- (3) 補助金所要額調書(第1号-2様式)

第1号-2様式

補助金所要額調書

申請者名 ()

種別	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その他の収 入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額 ⑤	補助率 ⑥	補助額 ⑦	備考
医療意見書のオンライン 登録に向けた小慢指定医 の勤務する医療機関が行 うシステム環境整備	0	0	0	0	0	1/2	0	
合計	0	0	0	0			0	

③欄と④欄を比較して少ない方の額を⑤欄に記入し、⑤欄に⑥を乗じた額を⑦欄に記入すること。

⑦に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて記入すること。

(第2号様式)

京都市指令子子子第 号
年 月 日

医療機関名
代表者氏名 様

京都市長

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市医療機関オンライン化支援事業補助金につきましては、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付金額 _____ 円

2 上記1の金額が申請書の補助金交付申請額と異なる場合はその理由

(補助金交付の条件)

- 1 この補助金は、申請のあった医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備に係る経費のためにのみ使用すること。
- 2 次のいずれかに該当するときは、所定の様式を用いて速やかに市長に届け出ること。
 - ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき(第4号様式)。
 - イ 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき(第5号様式)。
- 3 システム環境整備に係る経費を支出した場合は、「環境整備を完了した日から起算して30日を経過した日」、又は「市長が別に定める日」のいずれか早い日までに「京都市医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書(第7号様式)」を提出すること。
- 4 次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明したとき。
 - エ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- 5 上記4の規定により決定の取消を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- 6 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める期間(パソコンについてはその取得した日から4年)を経過した場合は、この限りではない。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(第3号様式)

京都市指令子子子第 号
年 月 日

医療機関名
代表者氏名 様

京都市長

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市医療機関オンライン化支援事業補助金につきましては、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

交付しない理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(第4号様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

医療機関名
医療機関コード (7桁)
医療機関所在地

電話番号
代表者氏名
事務担当者名

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け京都市指令子子子第 号により交付決定通知のあった京都市医療機関
オンライン化支援事業補助金の内容について、京都市医療機関オンライン化支援事業補助
金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり変更したいので承認願います。

(変更内容)

変更前
変更後
変更理由

(第5号様式)

京都市指令子子子第 号
年 月 日

医療機関名
代表者氏名 様

京都市長

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け京都市指令子子子第 号で交付決定の通知を行った京都市医療機関オンライン化支援事業補助金につきましては、年 月 日付で申請のあった、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更申請書に基づき、交付の変更を決定しましたので、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第8条第2項に基づき、通知します。

(変更内容)

変更前
変更後

(第6号様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

医療機関名
医療機関コード(7桁)
医療機関所在地

電話番号
代表者氏名
事務担当者名

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け京都市指令子子子第 号で交付決定のありました京都市医療機関オンライン化支援事業補助金につきましては、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認願います。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする年月日

(第7号様式)

京都市指令子子子第 号
年 月 日

医療機関名
代表者氏名 様

京都市長

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付け京都市指令子子子第 号で交付決定の通知を行った京都市医療機関オンライン化支援事業補助金につきましては、年 月 日付で申請のあった、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認申請書に基づき、交付の中止・廃止を決定しましたので、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第8条第4項に基づき、通知します。

(第8号様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

医療機関名
医療機関コード (7桁)
医療機関所在地

電話番号
代表者氏名
事務担当者名

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都市指令子子子第 号により交付決定を受けた京都市医療機関オンライン化支援事業補助金について、対象経費が次のとおりとなりましたので、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第9条に基づき、報告いたします。

1 実施内容 (医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備の内容)	
ア 院内システムの改修費 イ ブラウザでの直接入力 (インターネット接続) 用のパソコンの購入費等 ウ その他 () ※ いずれかに○印を付けてください。	
2 交付決定額	円
3 補助対象経費 (実支出額)	円
4 精算額	円

<添付資料>

- (1) 補助事業の実施に係る領収書及び納品書の写し
- (2) 補助金精算額調書 (第8号-2様式)
- (3) 購入物の写真

種別	対象経費の 実支出額 ①	寄付金その他の収 入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額 ⑤	補助率 ⑥	補助額 ⑦	交付決定額 ⑧	補助金受入額 ⑨	差引過不足 (⑧-⑨) ⑩
医療意見書のオンライン 登録に向けた小慢指定医 の勤務する医療機関が行 うシステム環境整備	0	0	0	0	0	1 / 2	0	0	0	0
合計	0	0	0	0			0	0	0	0

③欄と④欄を比較して少ない方の額を⑤欄に記入し、⑤欄に⑥を乗じた額を⑦欄に記入すること。

⑦に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて記入すること。

(第9号様式)

京都市子子子第 号
年 月 日

医療機関名
代表者氏名 様

京都市長

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで京都市指令子子子第 号により交付決定した京都市医療機関オンライン化支援事業補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第10条第1項に基づき、通知します。

1 交付確定額 _____ 円

2 上記1の金額が交付決定通知書の交付金額と異なる場合はその理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。)。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(第 10 号様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

医療機関名
医療機関コード (7 桁)
医療機関所在地

電話番号
代表者氏名
事務担当者名

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付が決定されました京都市医療機関オンライン化支援事業補助金について、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項に基づき、次のとおり交付を請求します。

1 補助金請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名							
店舗名	店						
預金種別	1 普通			2 当座			
口座番号							
口座名義人 (受取人) ※申請者と同一の者	フリガナ						
	漢字						

3 委任状 (請求人と受取人の名義が違う場合は必要となります。)

次のものを代理人に定め、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金の受領に関する権限を委任します。

(委任者)

医療機関名
医療機関所在地
代表者氏名

(受任者)

法人 (団体) 名
法人 (団体) 所在地
氏名

(第 11 号様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

医療機関名
医療機関コード (7 桁)
医療機関所在地

電話番号
代表者氏名
事務担当者名

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け京都市指令子子子第 号で交付決定した上記補助金に関する消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、報告します。

記

1 補助金額 (市長が確定通知書により通知した額)

_____ 円

2 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還額)

_____ 円

注 別紙として積算の内訳等、2 の金額が分かるものを添付してください。